

令和4年11月通知を受けた取組状況調査（国立大学対象）について

※大学における教員から学生に対するセクシュアルハラスメントを含む性暴力等（以下「性暴力等」という。）について、令和4年11月22日付け文部科学省高等教育局長通知を踏まえ、行為者への厳正な対処や教員採用段階での取組等に関する状況について調査を行うもの。

調査項目の概要

（1）行為者への厳正な対処について

① ハラスメント防止規程や懲戒規程等の学内規則において、性暴力等の行為者について厳正に対処する旨の方針及び対処の具体的な内容や、手続きの過程、性暴力等の行為者は懲戒の対象となることなどを明記し、周知していますか。

- － 明記しており、周知している。
- － 明記しているが、周知していない。
- － 明記していない。

①-2 （①-1 で「明記しているが、周知していない」及び「明記していない」と回答した法人に伺います。）いつ頃明記及び周知を行う予定ですか。

②-1 ハラスメント防止規程や懲戒規程等の学内規則において、特に性暴力等の行為者に対する懲戒処分について、行為の様態や悪質性、結果の重大性等により処分の量定を区分して処分の基準を示していますか。

【示していると分類される表記例】

ア 暴行もしくは脅迫を用いてハラスメント行為をし、又は修学・就労上の地位や人間関係などの優位性に基づく影響力を用いることによりハラスメント行為をした教職員は、解雇又は停職とする。

イ 繰り返しハラスメント行為をした教職員は・・・

【示していないと分類される表記例】

①：セクシュアル・ハラスメント 他人を不快にさせる性的な言動又は性別による差別的言動を行ったとき 懲戒解雇、諭旨解雇、降任、降格、停職、減給、戒告

②：ハラスメント 懲戒解雇、諭旨解雇、停職、減給、戒告

- － 示している。
- － 示していない。

②-2 上記②-1 の基準について、行為の悪質性や結果の重大性が高いなどの場合に、懲戒解雇を含む厳正な処分が行われることを明記していますか。

- － 明記している。
- － 明記していない。

②-3 上記②-1 の基準について、学生に対するハラスメント行為も対象としていることが分かるように記載されていますか。

【記載していると分類される表記例】

暴行もしくは脅迫を用いてハラスメント行為をし、又は修学・就労上の地位や人間関係などの優位性に基づく影響力を用いることによりハラスメント行為をした教職員は、解雇又は停職とする。）

【記載していないと分類される表記例】

暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、懲戒解雇又は停職とする）※学生が含まれているか曖昧な記載となっている。

- － 記載している。
- － 記載していない。

(2) 懲戒処分等を行った場合の公表

① 懲戒規程等の学内規則において、懲戒処分を行った場合の公表の基準を定めていますか。

- － 定めている。
- － 定めていない。

② 性暴力等の行為者に対する懲戒処分について、公表することを定めていますか。

- － 公表の対象となっている（氏名や所属等の一部の情報を非公表とする場合を含む）。
- － 公表の対象となっていない。

(3) 教員採用段階における、学生に対する性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の確認

① 教員の採用時に、履歴書において、学生に対する性暴力等を原因とする過去の懲戒処分歴やその具体的な事由の申告を求めていますか。

- － 求めている。
- － 求めていない。

- ② 教員の採用時に、履歴書において、経歴詐称が懲戒解雇等に繋がることを予め明示していますか。
- － 明示している。
 - － 明示していない。

(4) 性暴力等に関する相談対応

- ①-1 令和2年～4年度の過去3年間において、性暴力等に関する相談について、相談者に対する警察や医療機関等の関係機関の相談窓口の紹介や、関係機関への相談に同行し適切につなげるなど、学外の関係機関との連携を図った事案はありますか。

- － 学外の関係機関との連携を図った事案があった。
- － 学外の関係機関との連携を図った事案がなかった。

- ①-2 ①-1 で「学外の関係機関との連携を図った事案がなかった。」と答えた法人に伺います。) 連携を図った事案がない理由をお答えください。

- － 相談内容が相談窓口で十分対応できるものであったため。
- － 相談者が学外の関係機関への相談を希望しなかったため。
- － その他 ()

- ② (①-1 で「学外の関係機関との連携を図った事案があった。」と回答した法人に伺います。) 当該事案において連携を図った学外の関係機関をお答えください。

(複数回答可)

- － 警察 (通報を含む。)
- － 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、犯罪被害者支援センター
- － 医療機関、カウンセリング機関
- － 弁護士、法テラス
- － その他

(5) 関係規程の提出

- ① 貴法人における性暴力等の行為者に対する対処方針を明示した規程及び懲戒処分の公表基準を定めた規程をご提出ください。
(<http://～～～>)
 - － 提出完了。
 - － 未了、その他の事情がある。

- ② 提出ができない理由をご教示ください。